

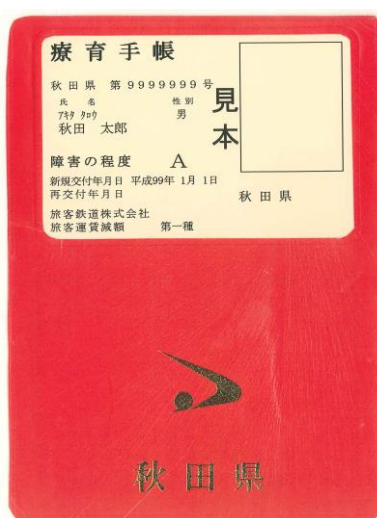
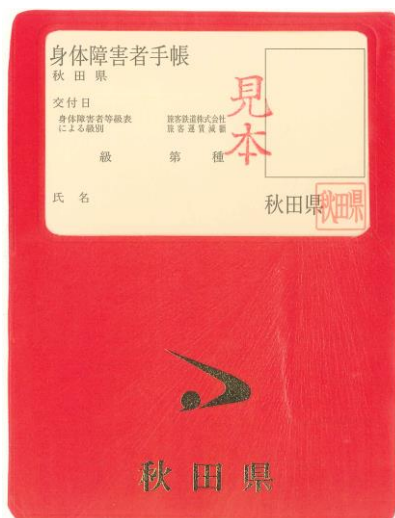
へいせい ねん がつついたち あきたけん こうふ  
平成27年4月1日から秋田県が交付する

しょうがいしゃ てちょう あたら  
障害者の手帳とカバーが新しくなります

あきたけん てちょう も かた はいりよ  
秋田県では、手帳をお持ちの方のプライバシーに配慮するなどの  
もくてき しんたいしょうがいしゃ てちょう りょういく てちょう せいしんしょうがいしゃ ほけん ふくし  
目的で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉  
てちょう いろ がいかん とういつ  
手帳の色や外観を統一します。

へいせい ねん がつ こうふ あたら てちょう  
平成27年4月から交付する新しい手帳とカバーのイメージです。

あか きんいろ なまえ はい てちょう だいし いろ  
(赤いカバーに金色で県の名前とマークが入ります。手帳の台紙はクリーム色です。)



と あ わせは、お住まいの市町村または県障害福祉課へお願いします。

なお、現在お持ちの手帳でも福祉サービスなどを受けることができます。

しょうがいしゃ てちょう も かた ねが  
障害者の手帳をお持ちの方へお願いです

しょうがいしゃ てちょう かくしゆ う こうふ  
障害者の手帳は、各種サービスを受けやすくするために交付しています。

こうきょうしせつ こうきょうこうつうきかん う さい ほんにんかくにん ひつよう  
公共施設や公共交通機関などでサービスを受ける際には、本人確認が必要です

かおじゃしん は めん ていじ ねが  
顔写真が貼ってある面を提示して下さるようお願いいたします。